

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料

通知書を送付します



国民健康保険税

問 国保年金課国保班 ☎ (93) 4083

世帯主あてに通知書を送付します。

世帯に国民健康保険加入者がいれば、世帯主には納期内に国民健康保険税を納める義務があります。なお、65歳以上75歳未満の国民健康保険に加入する世帯主の人は、国民健康保険税が年金天引き（特別徴収）される場合があります。

国民健康保険税の軽減

非自発的失業者は届出をすることにより、国民健康保険税が軽減されます

- 対象 離職時点の年齢が65歳未満の人で、次のいずれかに該当し、失業等給付を受ける人
 - 倒産・解雇などによる離職（特定受給資格者）
 - 雇止めなどによる離職（特定理由離職者）
- 申込み 次の物を持参して、窓口で手続きをしてください。
 - 雇用保険受給資格者証（ハローワークで発行）
 - 身分証明書
- 軽減期間 離職の翌日を基準として、翌年度末までの期間
【注意点】
 - 雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。
 - 国民健康保険加入中、期間の途中で就職しても引き続き軽減の対象になりますが、社会保険などに加入して国民健康保険を脱退すると終了します。

75歳以上の人と同居する国民健康保険加入者は、国民健康保険税が軽減される場合があります

75歳以上の人が後期高齢者医療制度に移行し、75歳未満の人が引き続き国民健康保険に加入している場合

- ①保険税の軽減を受けている世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ、今までと同じ軽減を受けることができます。
- ②国民健康保険の被保険者が1人となる場合には、減額されます。

75歳以上の人が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者（65歳～74歳）が国民健康保険に加入する場合

新たに国民健康保険に加入し、国民健康保険税を納めることになった人については、国保年金課の窓口申請すると、被保険者1人あたりで賦課される国民健康保険税が1/2に、さらに、被保険者が1人の場合には、世帯別で賦課される国民健康保険税も1/2になります。

後期高齢者医療保険料

問 国保年金課高齢者医療年金班 ☎ (93) 4085

被保険者一人ひとりに通知書を送付します。納付方法は、通知書で確認してください。

- 対象 ○75歳以上の人 ○65歳以上で一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度に加入している人

納付方法

- 特別徴収（年金天引き）の人
年金の年額が18万円以上の人は、原則、年6回、年金からの天引きにより納付となります。4・6・8月分は仮算定された保険料を年金天引きしますが、10・12・2月分は確定後の保険料額から仮算定分を差し引いた額を3回に分けて年金天引きとなります。
※年金天引きされている人でも、口座振替で納付することができます。詳しくは問い合わせください。
- 10月から特別徴収（年金天引き）となる人
7～9月までの3期分は、普通徴収（納付書または口座振替）により納付してください。
10・12・2月分は年金から天引きとなります。

- 普通徴収（個別納付）の人
年金の年額が18万円未満の人や、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の1/2を超える人は、年金天引きの対象にはなりません。同封してある納付書で7月から翌年2月までの毎月（計8期）、期限内に市指定の金融機関窓口などで納付してください。
また、口座振替により納付している人は、納期限までに入金確認をお願いします。

年金天引きできない場合は、普通徴収となります
決定通知書により特別徴収（年金天引き）のご案内をした人でも、事情により年金から天引きできない場合があります。年金天引きができない場合は後日、普通徴収の納付書を送付します。

介護保険料

問 高齢者福祉課 ☎ (93) 4980

介護保険料は、サービス利用の有無にかかわらず、全員納めなければならないものです。介護が必要になったときに、安心してサービスを利用できる介護保険制度にご協力をお願いします。

納付方法

- 特別徴収（年金天引き）
年金の年額が18万円以上の人は、原則、年6回の特別徴収（年金天引き）です。前年度が特別徴収の人と、今年度の仮徴収（4・6・8月）が特別徴収の人は、本徴収（10・12・2月）分も年金から特別徴収されます。
また、今年2月までに65歳になった人や市に転入した人で、現在普通徴収の人は10月からは特別徴収になります。
- その他
次の人は保険料が変更になりますので、後日、保険料額変更通知書を送付します。
 - 被保険者の世帯で、期日より遅れて確定申告した人がいるとき
 - 年度の途中で他市町村へ転出した場合など

■普通徴収（個別納付）

特別徴収の対象とならない人は、普通徴収（個別納付）になります。
送付された納入通知書により、市指定の金融機関窓口やコンビニなどで納付してください。
※納付には口座振替が便利です。



国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例・追納制度

経済的な理由で保険料を納付することが困難なときは、申請することで保険料の納付が免除になる場合があります。

問い合わせ先

- 国保年金課 ☎ (93) 4085
- 幕張年金事務所 ☎ 043 (212) 8621

免除・納付猶予・学生納付特例制度

- 種類
 - ①免除制度（全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除）
 - ②納付猶予制度
 - ③学生納付特例制度

■保険料免除の承認期間

- ①・②：7月から翌年6月まで
- ③：4月から翌年3月まで

■対象

- ①：免除申請者本人、申請者の配偶者、世帯主
 - ②：免除申請者本人（50歳未満の人のみ）、申請者の配偶者
 - ③：免除申請者本人（学生のみ適用）
- ※①～③のそれぞれが前年所得など定められた基準に該当することが要件になります。

■申込み

- 次の物を持参して、窓口で手続きをしてください。
 - 今年または昨年に、失業や事業を廃止した人は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票などの写し
 - 学生は、学生証または在学証明書

■その他

全額免除または納付猶予の承認がされ、翌年度以降も継続希望した人は、申請が不要で審査を受けられます。

追納制度

保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、老齢基礎年金の受け取る金額が少なくなります。しかし、10年以内であれば、保険料の追納（後払い）ができます。追納することにより、保険料を納付したときと同じ年金額で老齢基礎年金を受け取ることができます。将来受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

■追納に関する注意点

- 追納できる期間は、追納が承認された月の前10年以内の全額免除、一部免除、納付猶予期間です。
- 保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認された期間のうち、原則古い期間の分から収めてください。
- 免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納するときは、承認を受けた当時の保険料額に、経過期間に応じた加算額が上乗せされます。
- 申込み
追納の申し込みは、国保年金課窓口または幕張年金事務所で行っていただけます。